

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第58号

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例

相模原市都市公園条例(昭和45年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の5第1項中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

第6条の5第1項中「次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める時間」を「午前8時30分から午後8時45分まで」に改め、同項各号を削る。

別表第1の3中

(5月～8月)8時30分～18時30分 (9月～4月)8時30分～16時30分
--

を

「

8時30分～20時30分

に、

」

「

10時～18時
(5月～8月)8時30分～18時30分
(9月～4月)8時30分～16時30分

を

」

10時～18時	に改める。
8時30分～20時30分	

別表第2第5項第2号の表中

附属施設の種 類	単 位	金 額
----------	-----	-----

を

附属施設の種 類	単 位		金 額
相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド夜間照明施設	全点灯	30分につき	430円
	1/2点灯		220円

に改める。

別表第4第3項の表多目的室の項中「18時30分」を「20時30分」に、「7,600円」を「9,120円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の5の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4第3項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の相模原市都市公園条例の規定による相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド及び相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンド夜間照明施設並びに多目的室の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。